

大府横根平子地区計画の案に対する
意見書の要旨及び都市計画決定権者の見解

縦 覧 期 間	令和4年8月1日から令和4年8月15日
縦 覧 場 所	大府市 都市政策課
意見書提出状況	3通 (3名)

番号	意見書の要旨	都市計画決定権者の見解
1. 地区計画（D地区）に関すること		
1-1	<p>地区計画案D地区の高さ制限 15メートルは高すぎます。近隣住民への配慮を第一に考え、10メートルに変更してください。</p> <p>また、この付近は、液状化が懸念される地域です。この場所に建物を建てるのは反対です。</p> <p>高さ制限 15メートルの公共施設等の建設は、公共施設等の近隣住民にとって、閑静で良好な居住環境とは考えにくく、15メートルもの建物は日照問題、圧迫感などの心的ストレスにもつながります。</p> <p>〈1通（1名）〉</p>	<p>地区計画において、本地区（D地区）は、低層及び中層の公共施設及び住宅地を中心とし、閑静で良好な居住環境の形成を図ることとしており、将来、公共施設等の建設を考慮し、高さ制限を15mとしております。</p> <p>本地区の土地利用計画の方針が定まった段階で、現行法規を遵守した上で、必要に応じて近隣説明を行うとともに、地盤に関する対策（活断層や液状化現象）については、設計上で配慮する事項と考えております。</p>
1-2	<p>地区計画案D地区の高さ制限を10メートルに変更してください。</p> <p>（理由）</p> <p>①本地区に活断層がある。</p> <p>②液状化現象の恐れのある地区が含まれる。</p> <p>〈1通（1名）〉</p>	
1-3	<p>地区計画案D地区の高さ制限を今までのまま（10メートル）に変更してください。</p> <p>（理由）</p> <p>①本地区に活断層がある。</p> <p>②液状化現象の恐れのある地区が含まれる。</p> <p>③建築物の用途が未定のため。</p> <p>〈1通（1名）〉</p>	

番号	意見書の要旨	都市計画決定権者の見解
2. その他		
用途地域に関すること		
2-1	<p>E 地区、F 地区の「準住居地域」を B 地区と同じ用途地域にしてください。</p> <p>(理由)</p> <p>①国道 366 号の拡幅が進まない中で、画一的な線引きが住民に配慮していない。</p> <p>②通学路となっている道路を含んでおり、トラックの往来が増えて危険である。</p> <p>〈1 通 (1 名)〉</p>	<p>E・F 地区は、大府市都市計画マスタープランにおいて、幹線道路沿道における利便性の高い住宅地の形成を図る沿道住居地区として位置付けており、用途地域は、都市計画道路の計画線や隣接する用途地域の連続性を考慮した案としております。</p> <p>新たに行われる一定規模の開発については、都市計画法施行令第 25 条第 1 項第 2 号などの開発許可基準に適合するように、開発事業者が安全性の確保に努める事項と考えております。</p>
2-2	<p>E 地区、F 地区の指定を取り消して、B 地区と同じ用途地域にしてください。</p> <p>(理由)</p> <p>①国道 366 号が未整備の状態ガイドラインに従うことは、認められない。</p> <p>②自宅横に危険な工場や貯蔵処理施設の建設が可能となる。</p> <p>〈1 通 (1 名)〉</p>	<p>準住居地域で建築可能な工場や貯蔵又は処理に供する建築物については、建築基準法において、作業場の床面積を 50 m²以下に制限しているとともに、建築基準法施行令第 130 条の 8 及び第 130 条の 9 において、住居の環境を害するおそれがないものとして定められた事業に限られております。</p>
2-3	<p>E 地区、F 地区の指定を取り消して、B 地区と同じ用途地域にしてください。</p> <p>(理由)</p> <p>①機械的に線を引いていることは、容認できない。</p> <p>〈1 通 (1 名)〉</p>	